

せいじん
ご成人おめでとうございます。

とも い ささ あ な か ま
共に生きて支え合う仲間として

しょう かんが
「障がい」について考えてみませんか。



しょうがいしゃさべつかいしようほう 障害者差別解消法

（平成28年4月1日施行）



どんな法律ですか？

この法律は障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、
とも い しゃかい め ざ
共に生きる社会を目指しています。

「障害を理由とする差別」をなくし、誰もが暮らしやすいまちをつくるための決
まりを定めています。

対象となる機関は、国や地方公共団体などの行政機関や、会社やお店などの
民間事業者です。

たいしようきかん 対象機関	くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたい 地方公共団体など やくしょ (役所など)	みんかんじぎょうしゃ 民間事業者（お店や会社など） こじんじぎょうしゃ 個人事業者やNPOなどの ひえいりじぎょうしゃ 非営利事業者も含まれます。
ふとう さべつてきと 不当な差別的取 あつか きんし り扱いの禁止	しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう さべつ 障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別 きんし することを禁止しています。	
ごうりてきはいりよ 合理的配慮の ていきょう 提供	しょう ひと しゃかい なか ばりあ と のぞ なん 障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らか たいおう もと いし とき ふたん おも はんい たいおう の対応を求める意思があった時に負担が重すぎない範囲で対応するこ ぎ む づ とを義務付けています。 (2024年4月1日より、事業者にも合理的配慮の提供が法的義務化)	

障がいのある人は社会的障壁（社会のかべ）などによって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いていることがあります。



社会的障壁（社会のかべ）って、たとえばどんなことですか？

ことがら	たとえば、早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明
もの物	たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号機
せいど制度	たとえば、近所のともだちと一緒に学校に行くことが認められないことがあること
しゅうかん習慣	たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある成人が子ども扱いされること 接し方がわからない、何をするか、こわい、など
かんがかた考え方	たとえば、障がいのある人は施設や病院に入って暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は結婚や子育てができない、など

障がいのある人は、社会で生活するうえでこれまで多くのバリアがありました。これらのバリアを少しでもなくすため、この法律が求めている2つのことは？



ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止

たとえば⇒

- ほごしゃ かいじょしゃ いっしょ みせ はい
・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- ほんにん むし しえんしゃ はな
・本人を無視して支援者などだけに話しかける。
- でんしゃ ばす たくしー す むー す じょうしゃ
・電車、バス、タクシーなどにスムーズに乗車できない。

こうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供

たとえば⇒

- たんさ ぱあい すろーふ つか ほじょ
・段差がある場合、スロープなどを使って補助する。
- じぶん か いし でんたつ つた とき
・自分で書くことや意思伝達がむずかしいと伝えられた時に問題ない範囲で、代筆や端末機器などで対応する。





もしも障がいなどで困ってる人かな?と思ったら

- ① まず見守る (少し変わった人と思っても、様子を見てください。)
- ② やさしく声をかけて相手が必要としている支援を確認しましょう。
- ③ そして～支援が必要な場合～

次の例が挙げられますが、それぞれ個人差があります。



移動などが大変そうなとき (肢体不自由、視覚障がいなど)

声掛けや誘導、手を添える、車いすを押すなどの支援の方法があります。

文字が見えなくてわかりづらい (視覚障がい: 全盲、弱視 など)

拡大文字や点字文書の用意、または読み上げて説明するなどします。

文字を書くことや会話が困難 (上肢障がい、言語障がい など)

代筆や代わりに伝える、タブレット端末を使用するなどします。

会話や音が聞こえない (聴覚障がい)

わかりやすく筆談や手話で伝えて説明します。

資料や写真・絵など、目で見てわかる手段で伝えてみるなどします。



長時間の集中がむずかしい (精神障がい、発達障がい、知的障がい)

「ゆっくり」「はっきり」「ていねいに」「短く」説明するなどします。

例えの言い方 (比喩表現) の理解がむずかしい

(知的障がい、精神障がい、発達障がい など)

相手に合わせた話し方でわかりやすく説明する。

(目を丸くする ⇒ おどろく など)



体力や気持ちの持続がむずかしくて疲れやすい

(内部障がい、精神障がい、発達障がい、知的障がい)

電車やバスなどで席を譲ったり、重い荷物を代わりに持ったりして、体力的な負担を軽くしたり、イスやベンチなど、休めるところがあれば案内するなどします。

障がいには様々な種類があり、同じ障がいでも症状や程度は人に
よって違います。

また、外見だけではわからない場合もありますし、外見だけの判断は
相手を大切にしているものではありません。

障がいがあっても、周囲の理解やサポートがあれば、たくさんできる
ことがあります。

ちょっとした心遣いで解消できるバリアって、たくさんあるんだね。

一人ひとりが配慮することで、障がいがある人もない人もだれもが

暮らしやすいまちをつくる第一歩にしましょう！！

※ 雇用の分野でも障がい者に対する差別が禁止され、

合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成28年4月1日施行）

詳細はハローワークへお問い合わせください。



詳しくは鎌ヶ谷市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kakuka/syoufuku/document/sabetsukaisyou-syokuintaiou/sabetsukaisyou-syokuintaiou.html>

「障害者差別解消法」に関するお問合せ・相談

鎌ヶ谷市 健康福祉部障がい福祉課

273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

法律に関するお問合せ:庶務係 047-445-1305(直通)

E-メールアドレス syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp

差別に関するご相談:支援係 047-445-1307(直通)

E-メールアドレス syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp

障がい福祉課FAX 047-443-2233

育つまち
鎌ヶ谷